

# 今後整備すべき体制について(居宅サービス系)

- 1 感染症対策の強化** (※ 3年の経過措置期間あり)  
委員会の開催、指針の整備、研修の実施等、訓練(シミュレーション)の実施
- 2 業務継続に向けた取組の強化** (※ 3年の経過措置期間あり)  
感染症や災害が発生した場合の業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等
- 3 認知症への対応力向上に向けた取組の推進** (※ 3年の経過措置期間あり)  
介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる  
(無資格者がいない訪問系サービス(訪問入浴介護を除く)、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く)
- 4 高齢者虐待防止の推進** (※ 3年の経過措置期間あり)  
委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務付け  
(運営規程で「虐待防止のための措置に関する事項」を定める)
- 5 ハラスメント対策の強化**  
男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえて対策を強化
- 6 科学的介護の取組の推進**  
L I F Eを活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上の取組の推奨